

東京都における がん検診精度管理について

平成30年8月7日

東京都福祉保健局

保健政策部 健康推進課



1 がん検診の精度管理の これまでの流れ

わが国のがん対策－がん検診精度管理について

H15 精度管理の手法について議論開始(厚労省老健局・がん検診検討会)

H18 → 東京都におけるがん検診精度管理評価事業実施要綱※

H19 **がん対策基本法施行**
がん対策推進基本計画(閣議決定)

- 全体目標－がんの年齢調整**死亡率**(75歳未満)の**20%減少**
- 個別目標－全市町村で科学的根拠に基づくがん検診の実施
全市町村で精度管理の実施
受診率50%以上達成

H20 **精度管理の指標・手法の決定**(厚労省健康局通知)

検診の精度管理水準を測る指標

- 事業評価のためのチェックリスト/プロセス指標
- 都道府県/市町村/検診機関の役割
「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」

→ **東京都がん対策推進計画 第一次(～H24)**

H22 **がん対策推進基本計画中間報告**

基本計画の進捗状況

- 科学的根拠に基づくがん検診の実施割合(厚労省調査)
- 精度管理の実施 (国がん・斉藤班の調査－チェックリスト実施率)
- 受診率 (国民生活基礎調査)

H24

第2期がん対策推進基本計画(閣議決定)

- 全体目標: 前回と同じ(がんによる死亡率減少)
- 個別目標: **全市町村で科学的根拠に基づくがん検診の実施**
全市町村で精度管理実施
受診率50%(胃・大腸・肺は40%)以上達成－受診率算定は～69歳

＜取り組むべき施策＞

- ・都道府県は生活習慣病検診等管理指導協議会の活性を図り、検診の実施方法や精度管理の向上に取り組む
- ・職域/人間ドック/医療現場で行われる検診等も含めた、正確な実態把握(受診率だけでなく、検診項目なども)
- ・職域がん検診でも科学的根拠のある検診の実施

H25

→ 東京都がん対策推進計画 第一次改定(～H29)

H27.6
H27.12

第2期がん対策推進基本計画中間報告
がん対策加速プラン

全体目標の達成が
遅れ気味

H29

第3期がん対策推進基本計画策定

H30

→ 東京都がん対策推進計画 第二次改定(～H35)

第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月9日閣議決定)

【全体目標】

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

- ①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- ②患者本位のがん医療の実現
- ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

【個別目標】 (全体目標①に関する)

- ・国は、男女とも対策型検診で行われている全てのがん種において、がん検診の受診率の目標値を50%とする。
- ・国は、精密検査受診率の目標値を90%とする。
- ・国は、「職域におけるがん検診に関するガイドライン(仮称)」を1年以内に策定し、職域でのがん検診普及を図る。

分野別施策(抜粋)

- 国は、がん検診と特定健診の同時実施や、女性が受診しやすい環境整備など、受診者の立場に立った利便性の向上や、財政上のインセンティブ策の活用努める。
- 都道府県は、指針に基づかない方法でがん検診を行っている市町村の現状を把握し、必要な働きかけを行うこと、生活習慣病検診等管理指導協議会の一層の活用を図ることなど、がん検診の実施方法の改善や精度管理の向上に向けた取組を検討する。
- 国、都道府県及び市町村はがん検診で必ずしもがんを見つけられるわけではないこと及びがんだけでなくがん検診の結果が陽性となる偽陽性等のがん検診の不利益についても理解を得られるように、普及啓発活動を進める。

2 東京都生活習慣病検診管理指導協議会 がん部会について

がん部会の位置づけ

老人保健法施行(S58)

胃がん・子宮頸がん検診が国の施策として開始
肺がん・乳がん・子宮体がん検診開始(S62)
大腸がん検診開始(H4)

↓
がん検診が老人保健法保健事業から除外

一般財源化(H10)

↓
↓
↓
↓

⇒ 東京都健康増進課審査管理指導事業実施要綱(H10)※
⇒ 東京都生活習慣病検診管理指導協議会設置要綱(H10)※→がん部会

健康増進法(H15)【第17条第1項および第19条の2】

→「がん検診に関する検討会」設置(H15-)

↓
がん検診は健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業へ

健康増進事業実施要領(H20)

健康診査管理指導等事業実施のための指針(H20)※

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(H20・25・26・28改正)

→がん検診ありかた検討会(H24-)
→市町村による科学的根拠に基づく検診を推進

老人保健法:第1-4次保健事業
↓
保健事業実施要綱全部改正(H4・12)
↓
介護保険法改正(H17)
↓
保健事業要綱の一部改正(H18)

東京都生活習慣病検診管理指導協議会 がん部会の実施根拠

●健康診査管理指導等事業実施のための指針

(平成20年3月31日付 健総発第0331012号 厚生労働省健康局総務課長通知)

●東京都 健康診査管理指導等事業実施要綱

(平10年6月1日付 10衛健成第23号)

(抜粋)

第1 事業の目的

区市町村、医療保険者等で実施される健康診査の実施状況や検診実施機関の精度管理の状況を把握・評価して専門的な見地から適切な指導を行うとともに、これら健康診査に従事している者の資質の向上を行うことにより、東京都における保健事業のより効果的、効率的な実施を図ることを目的とする。

第3 事業の内容

- 1 生活習慣病検診管理指導協議会
- 2 生活習慣病検診従事者講習会

第4 生活習慣病検診管理指導協議会の設置及び運営

協議会の設置・運営について必要な事項は別に定める。

東京都生活習慣病検診管理指導協議会 がん部会における検討事項

●東京都生活習慣病検診管理指導協議会設置要綱 (平成10年6月29日付 10衛健成第46号)

(抜粋)

第1条

区市町村及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的見地から適切な指導を行うために、東京都生活習慣病検診管理指導協議会を設置・運営する。

第7条

6 がん部会

区市町村において実施した各がん検診の受診率、要精検率、精検受診率及びがん発見率等を検討するとともに、その効果や効率を評価し、検診の精度管理を行う。

東京都生活習慣病検診管理指導協議会

がん部会 委員構成

(東京都 生活習慣病検診管理指導協議会設置要綱 第7条6に基づく)

部会長	
専門家	胃、肺、大腸、子宮頸、乳、公衆衛生
検診機関	2検診機関
医師会	
保健所・区市町村	特別区、多摩地域

東京都生活習慣病検診管理指導協議会 がん部会 30年度年間予定

8月……第1回がん部会 開催

(精度管理評価事業の実施について)

秋頃……第1回がん部会 次第・資料・議事録の公表

2～3月…第2回がん部会 開催

(精度管理評価事業の結果について)

4月……精度管理評価事業結果の公表

春頃……第2回がん部会 次第・資料・議事録の公表

3 東京都の状況と区市町村支援

東京都の精度管理評価に関する事項

●東京都におけるがん検診精度管理評価事業実施要綱

(平成18年5月30日付 18福保保健第71号)平成29年10月3日改正

【目的】 区市町村が行うがん検診精度管理評価→精度管理の充実化
都全体のがん検診事業評価→高いがん検診の実施に寄与する

【評価内容】

①各市町村に対する調査

ア)受診率 イ)要精検率 ウ)精検受診率 エ)精検未受診率 オ)精検未把握率
カ)がん発見率 キ)陽性反応適中度

②区市町村の検診委託先に関する調査

精度管理の内容の把握

【実施法】

(1)精度管理評価

ア)検診ごとの調査票で評価し、都に報告。都保健所は管轄区域内の市町村の求めに応じ専門的立場から助言等必要な支援を行う。

イ)委託機関がある場合は受診人数の多い順に実施機関に配布。調査票により評価を行い結果を区市町村に報告。

(2)調査結果の処理

都はまとめた調査結果を東京都生活習慣病検診管理指導協議会に報告。協議会にて都全体としての事業評価・検診機関の数値の検証と問題点の把握・精度管理検証と今後のあり方の検討

(3)協議会で審議し、まとめた評価結果を各市町村に情報提供し事業改善について指導助言する

がん検診の精度管理のための技術的指針

東京都
がん検診の精度管理のための
技術的指針

平成○年○月
東京都福祉保健局

1 概要

- がん部会ご指導の下平成20年度に作成、平成23年度、平成27年度、平成29年度改正
- 「がん予防重点健康教育およびがん検診実施のための指針(国指針)」および「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」に基づいている。
- 各種様式(チェックリストを除く)は、区市町村におけるがん検診精度管理時の参考として、都独自様式を作成。

2 構成

- 技術的指針
(胃・肺・大腸・子宮・乳の各がん検診の精度管理)
- 別紙
(委託時の仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目、診断・判断基準など)
- 様式集
(受診票、結果記録票、精検依頼票、結果集計表等)

※ 最新版は平成29年度改定(平成30年2月版)

がん検診の精度管理・事業評価の推進に向けた3段階

- がん死亡率減少(アウトカム指標)のみで短期的評価は難しい。
- 持続的な検診の質の確保のため「技術・体制的指標」及び「プロセス指標」を評価していく。

A. 精度管理指標の設定

- ・区市町村事業におけるがん検診の対象者の統一
- ・プロセス指標について指標値を設定

C. 改善に向けた取組評価のフィードバック

- ・がん検診に関する情報の公表
- ・改善策の指導、助言

B. 質と達成度のモニタリング・分析・評価

- ・「技術・体制的指標」及び「プロセス指標」のモニタリング・分析
- ・自己点検

がん部会

目標と標準設定 事業評価指標

<p>短期的な指標</p> <p>技術・体制的指標</p>	<p>【内容】</p> <p>①事業評価のためのチェックリスト</p> <p>②仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目</p> <p>【目標】 実施手順の確立</p> <p>検診実施体制の確保(設備や医師・技師等)</p>
<p>短期的な指標</p> <p>プロセス指標</p>	<p>【内容】</p> <p>① 検診受診率 ② 要精検率 ③ 精検受診率</p> <p>④ 精検未受診率 ⑤ 精検未把握率</p> <p>⑥ 陽性反応適中度 ⑦ がん発見率</p> <p>【目標】 対象者数および各項目の計算法の統一化</p> <p>国の基準値(許容値・目標値)との比較→ボトムアップ</p>
<p>長期的な指標</p> <p>アウトカム指標</p>	<p>がん死亡率</p>

出典：厚生労働省「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書(平成20年3月)

プロセス指標から見る東京都の課題

1 受診率

受診者

2 要精検率

異常なし

要精検者

3 精検受診率
4 精検未受診率
5 精検未把握率

(※ 精検受診率 + 精検未受診率
+ 精検結果未把握率 = 100%)

精検受診

精検未受診

精検結果
未把握

異常なし

がん

がん以外

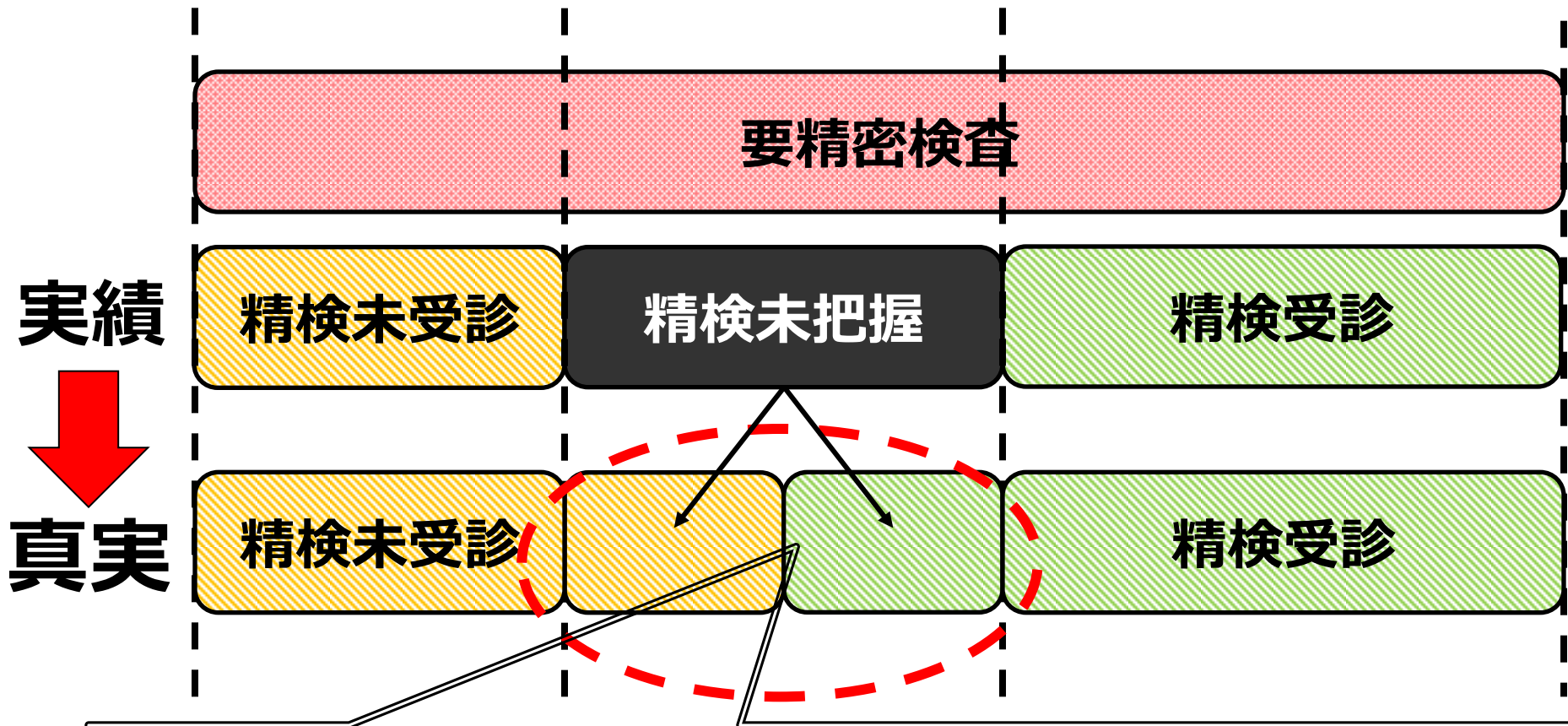
未確定

6 陽性反応適中度 7 がん発見率

評価が困難
精検受診以降の

精検受診率向上に必要な体制

未受診率と未把握率を下げる → まず、「未受診」「未把握」を区別



精検未把握率を下げる → 仕組みづくり (報告用紙作成・報告経路の明確化)
→ 本人や精検機関等への照会

精検未受診率を下げる → 未受診者を正確に特定し精検勧奨を行う

医療保健政策区市町村包括補助事業 がん検診精度管理向上事業

受診率向上、一次検診機関における精度管理、精密検査の結果把握の3つに
一体的に取り組む自治体を、財政的に支援

がんによる死亡率減少の達成

受診率の向上

1次検診の
受診率向上

質の向上①

1次機関の
精度管理向上

質の向上②

精密検査の
受診勧奨
結果の把握

科学的根拠のあるがん検診の実施

平成26年度より開始 平成30年度は 16区市が計画を提出

①がん予防対策推進計画策定支援事業 ②がん検診精度管理向上事業 ③がん検診受診環境整備事業(30年度新規)④がん検診受診率向上事業⑤がん検診要精検受診者への受診勧奨補助事業 ⑥がん予防対策事業支援事業



3本柱を一体的支援

東京都のがん検診区市町村支援

自治体担当者の
がん検診に関する
理解の徹底

自治体や検診機関の
がん検診精度管理の
仕組みづくりの支援

精度管理と
受診率向上の
一体的取組の推進

精度管理・受診率向上の取組推進

自治体が行うがん検診の質の向上・均てん化・継続

東京都における
がん死亡率減少を目指す

本年度の取組紹介

区市町村担当者連絡会

① 初任者研修会(5月25日開催済み)

【テーマ】 国の指針に基づくがん検診の実施における基礎的事項

- 【内容】
- (1)がん検診について
 - (2)精度管理の方法と指標について
 - (3)所管業務の紹介

② がん検診事業担当者連絡会(年度内3回開催予定)

- 【内容】
- (1)科学的根拠に基づくがん検診
 - (2)受診率向上
 - (3)精度管理
 - (4)自治体の取組紹介 等

個別自治体指導

自治体訪問や電話連絡等を通じた(1)指針遵守の促進・指針外の実施への指導、(2)科学的根拠に基づく検診の普及啓発・精度管理についての助言指導等、(3)検診受診率・精検受診率向上及び精検未受診ないし未把握率低下に向けた助言、(4)事業評価のためのチェックリスト遵守への指導等を行う。

公表ツール とうきょう健康ステーション「受けよう！がん検診」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui>



精度管理評価事業の結果

がん部会:委員名簿、資料、議事録等
精度管理向上の手引き
がん検診の精度管理のための技術的指針等

がん対策推進計画（第二次改定）

都内区市町村の状況

平成29年度東京都精度管理評価事業結果より（平成27・28年度検診実施分）

●目標達成自治体数

	①科学的根拠 方法・年齢・間隔の すべてを完全遵守	②精度管理向上 精検受診率90%達成	③受診率向上 受診率50%達成
胃	12/62(19.4%)	14/54(26.0%)	1/56(1.8%)
肺	16/62(25.8%)	12/49(24.5%)	3/54(5.6%)
大腸	40/62(64.5%)	0/56(0%)	1/62(1.6%)
子宮頸	42/62(67.7%)	2/54(3.7%)	5/62(8.1%)
乳	43/62(69.4%)	14/54(26.0%)	1/57(1.8%)

備考：②③の母数は、国の指針に基づく検診方法で実施している自治体数。

- 科学的根拠に基づかないがん種に関する検査の実施 37/62自治体
(延内訳：前立腺がん関連=35、喉頭がん関連=6、口腔がん関連=5、消化器関連=1)